

令和元年度
第2回いわき市地域自立支援協議会資料

日時：令和元年10月3日（木）午後2時

場所：いわき市役所本庁舎 第8会議室

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

目 次

1 報告事項

(ページ)

- (1) 障害者差別解消法に係る対応事案等の報告について **資料 1** . . . P. 1
- (2) 第 4 次いわき市障がい者計画（後期）等の実施状況
について **資料 2** **別冊 1** **別冊 2** P. 3
- (3) 第 5 次いわき市障がい者計画等の策定について **資料 3** . . . P. 8

2 協議事項

- (1) 地域生活支援体制強化事業について **別冊**
- (2) いわき市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について **資料 4** P. 10

1 報告事項

資料1

(1) 平成30年度障害者差別解消法に係る対応事案等の報告について

当該報告は、市全部署を対象に平成30年度における対応事案について調査を行い、その報告結果を集約したものです。

なお、差別的取扱いについては2件、合理的配慮の提供については11件の報告があり、その内容については次のとおりです。

1 差別的取扱い

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	子育てサポートセンター	<p>【相談内容】 在園児として卒園式に出席予定であった発達障がいのある児童に対し、「式の最中に騒ぐのではないか」との理由で、保育園から一方的に卒園式に出席しないよう求められた。</p> <p>【対応状況】 保育園に対し、保育園が一方的に児童の出席の可否を判断するのは配慮に欠けることを伝えた。その後、当該児童が翌月の入園式には出席できたことを確認した。</p>	-	男性	10代以下	発達障がい
2	赤井公民館	<p>【相談内容】 ① スロープ前に柵が設置してあり、車イスでの移動に支障があった。 ② 和室入口に段差があり、車イスでの入室ができない。</p> <p>【対応状況】 ① 柵を車イスでの移動に支障のない場所へ移設した。 ② 職員が車イスを持ち上げ、車いすのまま入室できるようにした。</p>	-	男性	30代	身体障がい

2 合理的配慮の提供

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	市民生活課 外	セミナーや講演会において、手話通訳者及び要約筆記者を配置した。	不特定多数	-	-	身体障がい
2	保健福祉課	セミナーや講演会において、手話通訳者を一段高い場所へ配置し、手話が見えやすくした。	不特定多数	-	-	身体障がい

2 合理的配慮の提供

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
3	保健福祉課 外	セミナーや講演会において、手話通訳者の近くの席をあらかじめ確保し、聴覚障がい者が優先的に座れるようにした。	不特定多数	-	-	身体障がい
4	市民生活課 外	セミナーや講演会において、車イスに座ったまま受講できる席を準備した。	不特定多数	-	-	身体障がい
5	市民生活課	市内2か所の火葬場に車イスを備え付けた。	不特定多数	-	-	身体障がい
6	消費生活センター	窓口付近に「耳マーク」を掲示し、聞こえが不自由である来庁者が、支援を要することを容易に知らせることができるようにした。	不特定多数	-	-	身体障がい
7	消費生活センター 外	問合せ先として、電話番号のほかに、ファックス番号及び電子メールアドレスを掲載した。	不特定多数	-	-	身体障がい
8	国保年金課 外	車イスに座ったままで記載台を使用できるスペースを確保した。	不特定多数	-	-	身体障がい
9	国保年金課 外	移動時の歩行介助を行う、又は、職員が他課へ出向くなどの対応を行った。	不特定多数	-	-	身体障がい
10	商業労政課	会議において、出席していた言語障がい者の意見を代読、書写することにより、他の出席者へ意見を伝えた。	個人	男性	60代	身体障がい
11	いわき総合図書館	事前に連絡のあった視覚障がい者をラトブ1階入り口まで職員が迎えに行き、図書館まで誘導した。	個人	男性	40代	身体障がい

(2) 第4次いわき市障がい者計画（後期）等の実施状況について

1 第4次いわき市障がい者計画（後期）の実施状況

『第4次いわき市障がい者計画』は、平成26年度から平成32年度（令和2年度）までの7年間であり、平成26年度から平成29年度までの4年間の前期、平成30年度から平成32年度（令和2年度）までの3年間の後期とし、国の「市町村障害者計画策定指針」及び第4次計画の策定時以降の障害者施策等を勘案し、平成30年2月に「第4次いわき市障がい者計画（後期）」として改定しました。

本計画では、「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念に、啓発・広報をはじめ、生活支援や教育、就業などライフステージに応じた支援体制の構築に向けて、6つの施策分野における基本的方向性を定め、総合的に施策を推進しています。

平成30年度は、計画の1年目ではありますが、保健・医療、生活環境及び雇用・就業分野では施策の基本的方向性ごとの達成度に偏りはなく、一定程度達成されているところですが、啓発・広報分野では、多用な媒体を活用した啓発・広報の推進の達成度が比較的高くない結果となっており、生活支援分野では、在宅生活を支えるための障がい福祉サービスの充実の達成度が高い一方、地域移行及び自立生活への支援の推進や地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備のように、すぐに成果を得ることが困難な施策については達成度が低い結果となっています。また、教育・育成分野では、生涯学習活動の充実の達成度が低い結果となっております。

なお、『第4次いわき市障がい者計画（後期）』において位置づけた各事業の実施状況（平成30年度末時点）については、次の表のとおりとなっています。（詳細については別冊のとおり）

【施策分野別事業の実施状況】

項目	施策分野	達成度					合計
		A	B	C	D	E	
Ⅰ	啓発・広報 (下段：割合(%))	18	18	4	0	0	40
		45.0	45.0	10.0	—	—	100.0
Ⅱ	生活支援 (下段：割合(%))	36	17	13	0	0	66
		54.5	25.8	19.7	—	—	100.0
Ⅲ	保健・医療 (下段：割合(%))	24	10	4	0	0	38
		63.2	26.3	10.5	—	—	100.0
Ⅳ	生活環境 (下段：割合(%))	9	14	2	0	0	25
		36.0	56.0	8.0	—	—	100.0
Ⅴ	教育・育成 (下段：割合(%))	17	7	7	0	0	31
		54.8	22.6	22.6	—	—	100.0
Ⅵ	雇用・就業 (下段：割合(%))	11	2	0	0	0	13
		84.6	15.4	—	—	—	100.0
合計		115	68	30	0	0	213

※ A：達成している B：概ね達成している C：一定程度達成している D：あまり達成できていない E：達成できていない

2 第5期いわき市障害福祉計画の成果目標に係る実績等について

(1) 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和2年度末における地域生活への移行者数の目標値を定めます。

国の基本指針	
①施設入所者の地域生活への移行	⇒令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数（320人）の9%以上を地域生活に移行
②施設入所者数の削減	⇒令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数（320人）の2%以上を削減

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績

項目	第4期計画				第5期計画		
	基準値	目標値	実績	達成率	基準値	目標値	実績
施設入所者数	328人 (平成25年度末)	315人	320人 (平成28年度末)	—	320人 (平成28年度末)	313人 (令和2年度末)	321人 (平成30年度末)
地域生活移行者数①	—	40人	14人 (平成28年度末)	35.0% (平成28年度末)	—	29人	1人
削減見込②	—	13人	8人 (平成28年度末)	61.5% (平成28年度末)	—	7人	+8人

●目標達成のための方策

地域生活への移行を希望している障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、グループホームなど必要な障害福祉サービスを確保するため、多様な事業者へ働きかけ、必要な支援を行います。また、障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット法や家賃債務保証制度の活用について検討します。

さらには、いわき市地域自立支援協議会（地域移行支援部会）等において現状及び課題の調査・検証を行うなど、地域生活への移行を支援する体制づくりに努めます。

●平成30年度（第5期初年度）における実績及び今後の方策について

地域生活移行者数が1名と目標値を大きく下回った。

目標達成に向け、地域移行支援部会にて、地域移行に対する理解・啓発のため講演会等を実施した。平成31年も引き続き地域移行に対する理解・啓発に取り組んでいく。

(2) 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

国の基本指針	
①協議の場の設置	⇒令和2年度末までに、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績

項目	第4期計画			第5期計画	
	目標値	実績	達成率	目標値	実績
協議の場の設置	—	—	—	設置	未設置

※第4期計画においては、設定なし。

●目標達成のための方策

現在、いわき市地域自立支援協議会に地域移行支援部会を設置し、保健・医療・福祉関係者により精神障がい者も含めた障がいのある方の地域移行を推進しているところであります。引き続き、関係機関等との連携を強化し、取り組みを進めていきます。

●平成 30 年度（第 5 期初年度）における実績及び今後の方策について

市地域自立支援協議会の下部組織である地域移行支援部会において、協議の場を設置するための準備を行った。

平成 31 年度以降、設置に向けた協議を行う。

(3) 成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、緊急時における受入れ体制の整備等を図るため、令和 2 年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を整備する目標値を定めます。

国の基本指針	
①拠点等の整備	⇒令和 2 年度までに地域生活支援拠点等を少なくとも 1 つ整備

●第 4 期計画実績及び第 5 期計画目標値・実績

項目	第 4 期計画			第 5 期計画	
	目標値	実績	達成率	目標値	実績
整備箇所数	1 箇所以上	0 箇所	—	1 箇所以上	0 箇所

●目標達成のための方策

地域生活支援拠点等の整備については、社会資源等の把握や他自治体の先進的な事例等の研究を進め、本市の地域性を勘案しつつ、実情に即した整備が図れるよう、関係者から構成されるいわき市地域自立支援協議会を活用しながら検討するとともに、事業者等の関係機関との連携・強化に努めます。

●平成 30 年度（第 5 期初年度）における実績及び今後の方策について

地域ごとのハイリスク想定対象者の把握、地域資源の把握、及び課題に対する対応案の検討及び拠点整備手法の検討を行い、第 3 回市地域自立支援協議会へ報告した。

また、拠点整備手法についてさらに検討を進め、優先して整備する地域等についても第 4 回市地域自立支援協議会へ報告した。

平成 31 年度は、拠点整備の具現化に向け、地域生活支援拠点等の整備のためのプロジェクトチームでの協議や、予算要求等を行う。

(4) 成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、令和 2 年度中に一般就労へ移行する者の人数等について目標値を定めます。

国の基本指針

- ①福祉施設から一般就労への移行
⇒令和2年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、平成28年度実績（47人）の1.5倍以上へ
- ②就労移行支援利用者数の増加
⇒令和2年度末までに、就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の実績（70人）から2割以上増加
- ③就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加
⇒令和2年度末までに、就労移行支援事業利用者の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上へ
- ④就労定着支援による職場定着率の向上
⇒令和2年度末までに、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上へ

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（福祉施設から一般就労への移行）

項目	第4期計画			第5期計画	
	目標値	実績	達成率	目標値	実績
一般就労移行者	40人	47人 (平成28年度末)	117.5% (平成28年度末)	71人	30人

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（就労移行支援利用者数の増加）

項目	第4期計画			第5期計画	
	目標値	実績	達成率	目標値	実績
就労移行支援利用者	72人	70人 (平成28年度末)	97.2% (平成28年度末)	84人	65人

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加）

項目	第4期計画			第5期計画	
	目標値	実績	達成率	目標値	実績
事業所数	4事業所	0事業所* (平成28年度末)	—	2事業所	2事業所

※平成27年度実績においては4事業所中2事業所で3割以上の移行率を達成。

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（就労定着支援による職場定着率の向上）

項目	第4期計画			第5期計画	
	目標値	実績	達成率	目標値	実績
職場定着率	—	—	—	80%以上	0%

※第4期計画においては、設定なし。

●目標達成のための方策

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、障がい者雇用に対する企業等への理解を促進するなど、就労移行の推進に取り組むとともに、移行後の職場定着率の向上に向けた支援に努めます。

●平成30年度（第5期初年度）における実績及び今後の方策について

就労定着支援による職場定着率の向上以外は、初年度としては、目標値に向けた達成率（一般就労移行者 42.2%、就労移行支援利用者 77.3%）となった。職場定着率については、事業者の確保を図りながら、目標値の達成を目指す。

3 第1期いわき市障害児福祉計画の成果目標に係る実績等について

(1) 成果目標1 障害児支援の提供体制の整備等

保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、平成32年度末における障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

国の基本指針	
①児童発達支援センターの整備	⇒令和2年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1カ所以上設置
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	⇒令和2年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用出来る体制構築
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備	⇒令和2年度末までに各市町村に1カ所以上設置
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	⇒平成30年度末までに、医療的ケア児支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村に設置

●第1期計画目標値・実績

項目	実績	第1期計画	
	平成29年度	目標値	実績
①児童発達支援センター（整備箇所数）	1箇所	3箇所	3箇所
②保育所等訪問支援事業所（整備箇所数）	2箇所	3箇所	3箇所
③児童発達支援事業所（整備箇所数）	1箇所	2箇所	2箇所
③放課後等デイサービス事業所（整備箇所数）	1箇所	2箇所	2箇所
④関係機関の協議の場	設置	設置	設置

●目標達成のための方策

多様化・複雑化する障がい児支援に対するニーズに対応するため、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育支援部会）等において現状及び課題の調査・検証を行い、関係機関等との連携を強化するなど、体制づくりに努めます。

●平成30年度（第1期初年度）における実績及び今後の方策について

児童発達支援センターが1箇所、保育所等訪問支援事業所が1箇所整備され、全ての目標値が達成された。

児童・療育支援部会においては、医療的ケアを伴う障がい児の在宅生活支援プロジェクトチームを立ち上げ、課題の抽出を行った。

今後は、課題の整理や解決策の検討を行いながら、関係機関とのネットワーク強化などに努める。

(3) 第5次いわき市障がい者計画等の策定について

1 策定の趣旨

本市の障がい福祉施策については、「第4次市障がい者計画」において、「すべての市民が、人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念として掲げている。

その基本理念の下、6つの施策分野について、施策に関する基本的方向性を定め、障がい者計画の実施計画にあたる「第5期市障害福祉計画」及び「第1期市障害児福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保が図れるよう障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策を定めている。

いずれの計画も令和2年度に計画期間が満了となることから、本年度について、計画策定に向けたニーズ等調査及び現状把握を行うことし、令和元年～2年度の2箇年度により策定業務を実施するもの。

2 第5次いわき市障がい者計画等策定ニーズ調査等業務（令和元年度）

(1) ニーズ調査等業務実施方法

公募型プロポーザル方式による業務委託

(2) 公募型プロポーザル方式による事業者の選定結果

- ・ 最優秀提案者（契約締結事業者）
株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所

3 今後のスケジュール

【令和元年度】

時期	内 容
9月	委託業務契約締結、実施計画の確認
10月	計画骨子（構成）の検討、アンケートの作成、アンケート対象者の選定
11月	アンケート実施・回収、関係団体ヒアリングの実施
12月	アンケート整理・集計
1月	アンケートデータ分析、障害福祉サービス等の現況・動向の整理、市地域自立支援協議会へアンケート集計の中間報告
2月	ニーズ調査報告書の校正
3月	ニーズ調査報告書の確定、市地域自立支援協議会へニーズ調査報告書の報告

【令和2年度】

- ・ 策定計画素案の策定・調整
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 議会報告
- ・ 最終調整、製本

2 協議事項

- (1) 地域生活支援体制強化事業について . . .

別 冊

(2) いわき市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

1 概要

障害児通所支援事業所の指定等については、地方自治法施行令により、これまで県が処理することとされてきましたが、平成31年3月30日に同法施行令が改正され、指定等に関する事務は、同年4月1日より中核市が処理することとされたことから、児童福祉法第21条の5の19の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準を定める「いわき市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（市基準条例）を制定、施行しようとするものです。

※ なお、当該条例については、経過措置として、地方自治法施行令施行日から1年を超えない範囲内において、福島県の「福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（県基準条例）を新たに制定する条例による基準とみなすことができるとされており、本市においては、現在、当該県基準条例によって処理を行っているところです。

2 制定の基本的な考え方

(1) 県基準条例との整合性

これまで県による事業所指定が行われており、現在指定期間を残している事業所については、そのまま引き継がれることから、県基準条例と人員、設備及び運営に関する基準等は同様の内容とすることを基本とする。

(2) 厚生労働省令の基準によるべき程度（児童福祉法第21条の5の19第3項）

ア 第1号から第3号までに掲げる事項

⇒ 厚生労働省令で定める基準に従い定める「従うべき基準」

イ 第4号に掲げる事項

⇒ 厚生労働省令で定める基準を標準として定める「標準とすべき基準」

ウ その他の事項

⇒ 厚生労働省令で定める基準を参酌する「参酌すべき基準」

第1号 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

第2号 指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第3号 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第4号 指定通所支援の事業に係る利用定員

(3) 厚生労働省基準との適合状況

ア 「従うべき基準」及び「標準とすべき基準」の条文

条文	号	区分
第6条（従業者の員数）	1号	従う
第7条（従業者の員数）	1号	従う
第8条（管理者）	1号	従う
第9条（従たる事業所を設置する場合における特例）第2項	1号	従う
第11条（設備）第1項	2号	従う
第12条（利用定員）	4号	標準
第13条（内容及び手続の説明及び同意）	3号	従う
第15条（提供拒否の禁止）	3号	従う
第31条（指導、訓練等）第4項	3号	従う
第45条（身体拘束等の禁止）	3号	従う
第46条（虐待等の禁止）	3号	従う
第47条（懲戒に係る権限の濫用禁止）	3号	従う
第48条（秘密保持等）	3号	従う
第53条（事故発生時の対応）	3号	従う
第56条（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）第1号	1号	従う
第57条（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）第1号	3号	従う
第57条（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）第2号	1号	従う
第58条（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）第2号	4号	標準
第60条（従業者の員数）	1号	従う
第62条（利用定員）	4号	標準
第67条（従業者の員数）	1号	従う
第70条（設備）第1項第1号	2号	従う
第71号（利用定員）	4号	標準
第78条（従業者の員数）	1号	従う
第82条（利用定員）	4号	標準
第86条（従業者の員数）	1号	従う
第88条（利用定員）	4号	標準
第91条（従業者の員数）	1号	従う
第99条（従業者の員数）	1号	従う
第103条（従業者の員数に関する特例）	1号	従う
第105条（利用定員に関する特例）	4号	標準

ウ 「参酌すべき基準」（上乗せ部分）の条文

厚労省基準	県基準条例	市基準条例
<p>(運営規定) 第37条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 利用定員 5 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 6 通常の事業の実施地域 7 サービスの利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項 	<p>(運営規程) 第38条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 利用定員 5 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 6 通常の事業の実施地域 7 サービスの利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項 	<p>(運営規程) 第38条</p> <p><u>厚生労働省基準及び県基準条例に「感染症の予防のための措置に関する事項」を加える。</u></p> <p>【上乗せ理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」と整合を図る。 ・感染症の予防のための措置に関する事項を明記することにより、サービスの向上を図る。
<p>(非常災害対策) 第40条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、</p> <p style="text-align: right;">非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p>	<p>(非常災害対策) 第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>当該指定児童発達支援事業所の置かれた状況に応じて、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに</u>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない</p>	<p>(非常災害対策) <u>厚生労働省基準に県基準条例同様の表現を加える。</u></p> <p>【上乗せ理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」と整合を図る。 ・災害の態様ごとに対応計画を策定することを条例上明確化することにより、災害対応への意識付けを図り、災害対策の実行性を高める。

<p>(衛生管理等) 第41条 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように</p> <p>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(衛生管理等) 第42条 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>予防に関する指針の整備、従業者への当該指針の周知その他</u>の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(衛生管理等) <u>厚生労働省令に県基準条例同様の表現を加える。</u></p> <p>【上乗せ理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」と整合を図る。 ・利用者及び従業員の健康保持の観点から、必要な措置を具体的に明記することで感染症又は食中毒の予防、まん延防止を図る。
--	--	--